

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	2025 年の国際情勢と日本外交の課題
著者 / 所属	宮崎 雅史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	473 号
刊行日	2025-2-27
頁	50-64
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250227.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

2025年の国際情勢と日本外交の課題

宮崎 雅史

(外交防衛委員会調査室)

1. 2025年の国際情勢
2. 日米関係
3. 日中関係
4. ウクライナ情勢と日露関係
5. イスラエル・パレスチナ情勢
6. 日韓関係
7. 北朝鮮情勢

2025年は、米国第一主義を掲げるトランプ大統領の再登場¹を受けて、日本が展開しようとする「国際社会を分断から協調に導く外交²」の在り方が問われる一年となる。本稿では、2025年の国際情勢を概観・展望するとともに、日米関係、日中関係、ウクライナ情勢と日露関係、イスラエル・パレスチナ情勢、日韓関係及び北朝鮮情勢について論ずる³。なお、肩書はいずれも当時のものである。

1. 2025年の国際情勢

2025年1月に就任したトランプ米国大統領は、幅広い追加関税の賦課⁴やロシア・ウクライナ間の早期停戦の実現などに強い意欲を示している。トランプ政権の外交・安全保障政策が今後の国際情勢に様々な影響を及ぼすことになろうが、日本は2026年の連邦議会中間

¹ 2021年のバイデン大統領就任後も、日本の在米大使館、外務省、国家安全保障局が複数のルートを用いてトランプ氏陣営と人脈を維持した旨報じられている（『日本経済新聞』（2025. 1. 23））。

² 岩屋外務大臣が外交演説で言及している（第217回国会参議院本会議録第1号（2025. 1. 24））。

³ 本稿は2025年2月9日現在の情報に基づき執筆している（参照URLの最終アクセス日も同日）。

⁴ トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法の麻薬性鎮痛薬の流入阻止を目的として、同月4日からカナダとメキシコ産の全製品に25%（ただし、カナダ産の原油等は10%）、中国産の全製品に10%の追加関税を課す大統領令を発令した（JETRO ウェブサイト「ビジネス短信 トランプ米大統領、2月4日からカナダとメキシコに25%、中国に10%の追加関税を決定」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/3c47421538fd400.html>〉）。その後、カナダ・メキシコと国境管理の強化で合意したとして、同月3日に両国に対する適用を約1か月停止する旨表明した。一方、中国に対しては予定どおり適用が開始されている。

選挙や2028年の大統領選挙も見据えながら、中長期的に内向き傾向を強める米国との関係構築と自らの外交戦略の再点検が求められよう。

第1次トランプ政権期に顕在化した米中対立の根幹には、技術や安全保障をめぐる覇権争いがあるとされる。米連邦議会が超党派で中国に対抗する姿勢を示す中、第2次トランプ政権には対中観が異なるグループ⁵が存在するとされ、米中関係について様々な側面から注視していく必要がある。

BRICSは、2024年1月に4か国が新たに加盟し⁶、10月にロシアで開催された首脳会議では「パートナー国⁷」制度の創設について合意された。さらに、2025年1月にインドネシア⁸が新たに加盟するなど、その存在感を増している。BRICSの主要メンバーである中国・ロシアは、欧米に代わるブロックの形成に重点を置いているとされるが⁹、日本は新規加盟国等との対話を増やし、国際社会の分断・対立を抑制する働きが求められよう¹⁰。

北朝鮮は、2024年も弾道ミサイル等の発射を繰り返したほか、6月の露朝首脳会談で「包括的戦略的パートナーシップ条約」に署名し、ロシアに1万人以上とみられる派兵を行い、ウクライナとの戦闘に参加している。露朝の協力関係拡大による東アジアの安全保障環境の悪化が懸念される。

インドは2024年10月、中国と国境地帯のパトロールに関して合意したほか¹¹、ロシアで開催されたBRICS首脳会議に際し、モディ首相が習近平国家主席と5年ぶりに会談を行い、戦略的かつ長期的な観点から2国間関係を進展させ、戦略的コミュニケーションを強化することで合意した。インドは国際的連携を多方面に広げており、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現や日米豪印（QUAD）の枠組みにおいても重要な役割を担うことから、今後の中印関係の行方が注目される。

中東では、2023年10月に開始されたイスラエルとハマス等との戦闘が継続する中で、い

⁵ ルビオ国務長官、ウォルツ大統領補佐官等の対中強硬派、バンス副大統領、ミラー大統領次席補佐官等の国内最優先派、政府効率化省を率いるイーロン・マスク氏等の「起業家」閥とされる（『日本経済新聞』（2025. 1. 14））。マスク氏について、中国は長年良好な関係を築いてきたとされる（渡辺紫乃「トランプ次期政権への中国の反応」NPIウェブサイト（2024年12月）〈https://www.npi.or.jp/research/data/npi_commentary_japan_us_alliance_20241218.pdf〉）。

⁶ アラブ首長国連邦、イラン、エチオピア、エジプトの4か国。

⁷ インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、ウズベキスタン、カザフスタン、ベラルーシ、トルコ、アルジェリア、ナイジェリア、ウガンダ、ボリビア、キューバの13か国が候補と報じられていた（JETROウェブサイト「ビジネス短信 BRICS、「パートナー国」創設で拡大へ」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/cfad94d12688624c.html>〉）。

⁸ 他のASEAN諸国では、タイ及びマレーシアがBRICSへの加盟を申請済みであるが、BRICS加盟等によるASEANの活動停滞、東南アジア地域分断の可能性が指摘されている（古賀慶「トランプ次期政権と東南アジアの視点」NPIウェブサイト〈https://www.npi.or.jp/research/data/npi_commentary_japan_us_alliance_20241224.pdf〉）。

⁹ 近藤正規「モディ政権「戦略的自律」外交のゆくえ」『外交』Vol. 88（2024. 11/12）84頁。BRICSでは共通決済システムの構築や共通デジタル通貨の創設が模索されているが、トランプ大統領は、BRICS諸国が共通通貨を創設した場合や米ドルの代替通貨を支援した場合に、各国から米国への輸入に100%の関税を課す意向を示している（JETROウェブサイト「ビジネス短信 トランプ米次期大統領、BRICS諸国に100%の関税賦課を示唆、米ドル依存軽減を牽制」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/12/4339191640ff36d8.html>〉）。

¹⁰ 西側先進国と中露との競争関係がある中で、どちらか一方に与することなくバランスを保とうとする国々から、バランスの一つとして日本が選ばれるように努めるべきとの指摘がある（川島真「拡大BRICSへのアプローチ バランサーとしての日本への期待」『外交』Vol. 88（2024. 11/12）73頁）。

¹¹ 国境の安定策を先に打診したのは中国である旨報じられている（『日本経済新聞』（2025. 1. 28））。

いわゆる「抵抗の枢軸¹²」側は大きな打撃を受け、シリアのアサド政権が崩壊した¹³ほか、イラン¹⁴とイスラエルとの間で互いに相手国に攻撃が行われるなど、中東情勢は大きく動き始めている。ウクライナ情勢及びガザ情勢に対する米欧諸国の姿勢がグローバル・サウス¹⁵、特にイスラム諸国に批判されている中、親イスラエルとされるトランプ大統領の再登場を受けて、日本外交はより慎重な舵取りが求められよう。

2. 日米関係

(1) 第2次トランプ政権

2024年11月、米国大統領選挙の一般投票が行われ、共和党候補のトランプ前大統領（選挙人獲得数312人）が、民主党候補のハリス副大統領（選挙人獲得数226人）を破り、2025年1月に第47代大統領に就任した。大統領選挙の一般投票と同日に米国連邦議会上下両院の選挙も実施され、下院では全435議席が改選され、共和党が多数派を維持し、上院では全100議席中34議席が改選され、共和党が民主党から多数派を奪還した。

新政権では、国務長官にルビオ上院議員が就任し、国家安全保障担当大統領補佐官にウォルツ下院議員が指名された。両氏は中国やイランに対して厳しい姿勢を示しているほか、ウォルツ氏はバイデン政権のウクライナ支援等の対応を批判している。ただし、新政権の人事はトランプ大統領に対する忠誠心が重視され、政権内で異なる見解を持つグループが併存するとされており、トランプ政権の政策を慎重に見極める必要がある。

(2) 石破政権発足後の日米関係

2024年10月に就任した石破総理は、11月にペルーにおけるAPEC首脳会議に際して、対面での日米首脳会談を行い、石破総理とバイデン大統領は日米関係を維持・強化すべく、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致した。一方、日本製鉄株式会社による米国の大手鉄鋼メーカーU.S.スチールの買収計画について、2025年1月、バイデン大統領は買収を阻止する旨の声明¹⁶を発表した。

米国大統領選挙後の11月7日、石破総理はトランプ氏と電話会談を行い、日米同盟を新たな高みに引き上げるために協力していくことを確認したことに加え、可能な限り早期のタイミングで対面での会談を行うことで一致した。しかし、石破総理の11月の南米外遊に

¹² 中東各地でイランが中心となり展開する武装組織のネットワークを指す（錦田愛子「イスラエル・ガザ戦争が変えた勢力バランス」『中央公論』（2025.2）33頁）。

¹³ ウクライナ戦争の長期化で軍事的余裕がなくなったロシア、弱体化したヒズボラの双方がシリアでの影響力を失ったことが背景にある旨指摘されている（錦田愛子（前掲脚注12参照）33頁）。

¹⁴ トランプ大統領は2025年2月4日、イランが核兵器を保有する道を閉ざすための経済制裁等を内容とする国家安全保障大統領覚書に署名した。なお、イラン核合意（JCPOA）とともに採択され、過去の安保理決議に基づく制裁を停止した安保理決議第2231号は、2025年10月18日に失効する。

¹⁵ 岩屋外務大臣は、外交演説で基本方針として、日米同盟の強化、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた同盟国・同志国との連携、グローバル・サウスとの連携の3点を重視する旨述べている（第217回国会参議院本会議録第1号（2025.1.24））。

¹⁶ 声明では、鉄鋼はインフラ、自動車産業、防衛産業基盤など、米国の原動力となっており、国内で所有・運営される強力な鉄鋼業は、国家安全保障の重要な優先事項であるとされている。当初、原則30日以内に買収計画を放棄するよう命じられていたが、その後、買収契約の期限と同日の2025年6月18日まで延長された。

際してトランプ氏との会談は実現せず¹⁷、2025年2月に石破総理が訪米し、首脳会談が開催された。両首脳は、厳しく複雑な安全保障環境に関する情勢認識を共有し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて緊密に協力することを確認した¹⁸。石破総理から日本の防衛力の抜本的強化への揺るぎないコミットメントが表明され、トランプ大統領はこれを歓迎¹⁹するとともに、米国による核を含むあらゆる能力を用いた日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを強調し、両首脳は日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。経済面²⁰では、石破総理から対米投資額を1兆ドルまで引き上げる意思を伝え、トランプ大統領から日本企業による対米投資²¹に対する強い歓迎の言葉があったほか、双方に利のある形で、日本へのLNG輸出増加²²も含め、両国間でエネルギー安全保障の強化に向けて協力していくことを確認した。

（３）米中対立

2024年7月に採択された共和党の政策綱領では、中国の最恵国待遇撤回などの厳しい対中姿勢が掲げられた。トランプ大統領は中国に対して大幅な追加関税を課す考えを示しており、2025年2月から麻薬流入阻止等を目的とした10%の追加関税措置を導入した²³。これに対し、中国はWTO²⁴に提訴したほか、米国に対する追加関税措置を発表した²⁵。

トランプ大統領は就任直前の2025年1月17日、習近平国家主席との電話会談を行い、両者は戦略的意思疎通のチャンネルを構築し、両国が共に関心を持つ重要問題について継続

¹⁷ 石破総理は、トランプ氏の陣営から、大統領就任前に民間人が米国政府の外交問題で外国政府と交渉することを禁じた米国内法の制約等によって会談を行わない旨の説明を受けた。

¹⁸ 今般の会談で発出された日米首脳共同声明（2025年2月、以下同じ。）では、両首脳は「日米同盟がインド太平洋及びそれを越えた地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを強調した」ほか、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力の一環として、「日米豪印（クアッド）、日米韓、日米豪、日米比といった多層的で共同歩調のとれた協力を推進する意図を有する」旨明記されている。

¹⁹ 日米首脳共同声明では、「米国は、日本の防衛予算増加の好ましい傾向により下支えされた、2027年度までに日本を防衛する主たる責任を確固たるものとする能力を構築すること、そして、この重要な基盤の上に、2027年度より後も抜本的に防衛力を強化していくことに対する日本のコミットメントを歓迎した」と明記されている。

²⁰ 日米首脳共同声明では、両首脳は「自由で公正な経済秩序に支えられるインド太平洋地域の成長の共同での促進を追求する」旨明記されている。

²¹ 日本製鉄によるＵＳスチールの買収計画について、共同記者会見において、トランプ大統領は「買収ではなく、多額の投資を行うことで合意した」旨発言し、石破総理は「どちらかが利益を得るといような一方的な関係にならないことを大統領との間で強く認識を共有した」旨発言した（NHKニュースウェブサイト（2025.2.8）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250207/k10014716491000.html>〉）。

²² 共同記者会見で、トランプ大統領は「日本との貿易赤字は1,000億ドルを超えているが、これを解消するつもりであり、原油とガスだけですぐに解決できると思っている。アラスカで産出される石油とガスについて日本との共同事業に向けた協議を進めている」旨発言した（NHKニュースウェブサイト（前掲脚注21参照））。

²³ 前掲脚注4参照

²⁴ WTOの紛争解決手続において第2審に当たる上級委員会は、委員がすべて空席であり、審理を行うことができない事態となっている。

²⁵ 米国産の石炭、液化天然ガス等8品目に15%、原油、農業機械等72品目に10%の追加関税を賦課する措置であり、2月10日から実施される予定である（JETROウェブサイト「ビジネス短信 中国政府、米国原産の液化天然ガス、石炭、原油などに対する追加関税賦課措置を発表」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/be0cc0cbb92ddecc.html>〉）。

的に連絡を保つことに合意した²⁶。米国内では、連邦議会が超党派で対中強硬姿勢を示す一方、中国との貿易・投資を重視する経済界の要望や、輸入品に対する追加関税がもたらすインフレを懸念する声があり、トランプ政権が安全保障、経済など諸分野においてどのような対中政策を打ち出すかが注目される。

3. 日中関係

(1) 最近の日中関係

日中両国の間には、尖閣諸島を含む東シナ海情勢、中国による我が国周辺での軍事活動の活発化、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）でのブイ設置²⁷、中国における邦人拘束事案、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出を受けた日本産食品輸入規制など、多数の懸案事項²⁸が存在している。2024年は首脳・閣僚間を始め、様々なレベルでの意思疎通が図られたものの、懸案事項の解決には至っていない。

中国の軍事活動については異例の事態が相次いでおり、2024年8月、中国軍機による初の領空侵犯が確認され²⁹、9月18日には、中国空母による日本の接続水域における初の航行が確認された³⁰。こうした中、同月25日に海上自衛隊の護衛艦が、多国間訓練参加のため台湾海峡を初めて通過した。

ＡＬＰＳ処理水をめぐっては、2023年11月の日中首脳会談における首脳間の共通認識³¹に基づき、日中専門家間の対話など、累次にわたり関係当局間の意思疎通が行われた。2024年9月20日、日本と国際原子力機関（ＩＡＥＡ）は、ＩＡＥＡの枠組みの下で中国も交えた追加的なモニタリングを実施することで一致した。これを受け日中両政府は、参加国によるモニタリング活動の実施後、中国側が一時停止措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させる旨の認識を共有した。ただし、規制の撤廃時期は明らかでなく、日本は引き続き即時撤廃を求めている。

中国における在留邦人の安全確保も喫緊の課題となっており、2024年6月には蘇州で日本人学校のスクールバスが襲撃される事件、9月には深圳で日本人学校の児童が通学途中に襲撃を受け死亡する事件が発生した。相次ぐ襲撃事件に関し、日本は一刻も早い事実解明、悪質で反日的なＳＮＳの投稿等の取締りを中国に求めている。

²⁶ JETRO ウェブサイト「ビジネス短信 習国家主席が米大統領就任前のトランプ氏と電話会談、意思疎通チャンネルの構築に合意」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/01/3175c4c1c039bfe2.html>〉

²⁷ 2023年7月に尖閣諸島周辺のＥＥＺに中国がブイを設置していることが判明し、2024年12月には沖縄県波照間島南西の日本のＥＥＺに「中国気象局」等と書かれたブイが確認された。

²⁸ 2025年1月、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターは、サイバー攻撃グループ「MirrorFace」による攻撃について注意喚起を発出したが、その中で同グループによる攻撃キャンペーンは、主に日本の安全保障や先端技術に係る情報窃取を目的とした、中国の関与が疑われる組織的なサイバー攻撃活動である旨明記されている。

²⁹ 2024年8月、中国軍の情報収集機が長崎県男女群島沖の領海上空を侵犯したことが確認された。その後、中国側が「気流の影響によるもので、進入の意図はなかった」旨の説明を行ったことが11月に外務省及び防衛省から発表された。

³⁰ 9月18日、中国空母「遼寧」が沖縄県の与那国島と西表島の間の海域を航行し、一時日本の接続水域に入ったことが確認された。

³¹ 岸田総理及び習国家主席は、お互いの立場に隔たりがあると認識しながら、建設的な態度をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見出していくこととした。

石破総理は対話による日中関係の改善に意欲を示している。A P E C 首脳会議の際に開催された、2024年11月15日の習国家主席との日中首脳会談では、両者が戦略的互惠関係を包括的に推進し、建設的かつ安定的な関係を構築する方向性を確認し、協力拡大と懸案解決に向け、外相の相互訪問等について調整を進めることを確認した。

これを受けて、12月25日に岩屋外務大臣は訪中して日中外相会談を行い、2025年の最も早い適切な時期に王毅外交部長の訪日を実現することで一致したほか、日本産牛肉の輸入再開、精米の輸入拡大に係る当局間協議の早期再開を確認した。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年3月から中国が停止していた短期滞在の日本人への査証免除措置については、2024年11月30日から再開され、滞在期間も以前の15日以内から30日以内に延長された。上記の外相会談終了後に開催された第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話において、日本側は10年間有効の観光数次査証の新設及び団体観光査証の滞在可能日数の延長を始めとする、中国人に対する観光に関する一連の査証緩和措置を実施することを表明した。

米国との対抗軸を作ることが中国の外交政策の主眼とされる中で³²、日本は総合的な国力を高めつつ、中国との間で協力できる分野を少しでも増やしていくことが求められよう。

（2）台湾情勢

2024年5月の総統就任演説、10月の双十節での演説において、頼総統が「中華民国と中華人民共和国は互いに隷属しない」旨述べたことに対して中国は強く反発し、それぞれ台湾を包囲する形で軍事演習を実施した³³。トランプ米国大統領は、選挙期間中に「台湾の防衛費は不十分」と指摘しており、今後台湾への武器の売却が加速するとも見られている³⁴。

日本と台湾は、非政府間の実務関係³⁵を維持しながらも、自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大に際して相互に協力し、良好な関係を築いてきた。2024年1月に能登半島地震が発生した時には、台湾から6,000万円の義援金や25億円を超える寄付金が送られた。7月には、海上保安庁と台湾の海巡署により断交以来初となる海難捜索救助の合同訓練が実施された。2011年の福島第一原発事故に伴う日本産食品に対する台湾の輸入規制措置については、2022年2月に一部緩和が決定し、2024年9月にも更なる緩和が発表された。

4. ウクライナ情勢と日露関係

（1）ロシア・ウクライナの攻防と国際社会の動き

ウクライナは2023年6月に開始した反転攻勢において大きな戦果を挙げられず、以降は守勢に立たされている。ウクライナは2024年8月に同国北部に隣接するロシア・クルスク

³² 川島真、酒井啓子、三牧聖子「座談会 戦争を止められるか」『世界』（2025.1）166頁（川島発言部分）

³³ 日米首脳共同声明では、両首脳は「兩岸問題の平和的解決を促し、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに反対した」ほか、「国際機関への台湾の意味ある参加への支持を表明した」旨明記された。

³⁴ 台湾の林佳龍外交部長は、米国製武器の購入拡大に取り組む考えを示している（『日本経済新聞』（令7.1.8））。

³⁵ 台湾の林外交部長は、日台間の経済連携に関し、「日台間には90近い覚書等があり、もう少しで実質的なEPAができあがる」旨述べているほか、災害救助や人道支援をめぐり、日本を含む多くの国との交流・連携に意欲を見せている（『日本経済新聞』（令7.1.8））。

州に対し越境攻撃を開始したが、ウクライナの同州占領地域は、かなりの部分をロシアに奪還されたと報じられている³⁶。

国連では、安保理常任理事国のロシアによる侵略開始以降、安保理が一致して対応できない状況が続く中、総会では2024年7月、ザポリジヤ原子力発電所を含むウクライナの原子力施設の安全とセキュリティに関する決議案が採択されたものの、賛成は99か国にとどまった³⁷。

2024年9月、プーチン大統領は、国際刑事裁判所（I C C）が逮捕状を発して以来、初めてI C C加盟国³⁸のモンゴルを訪問したが、モンゴルはプーチン大統領を逮捕しなかった。一方でプーチン大統領は、I C C加盟国であるブラジルにおいて11月に開かれたG 20サミットへの出席は見送るなど、対応が分かれている。

ウクライナの最大支援国である米国では、バイデン政権が2023年10月に連邦議会に対してウクライナ支援のための緊急予算を要請し、可決されたのは2024年4月となった。G 7は2024年6月の伊ブーリア・サミットにおいて、ロシアの凍結資産³⁹の運用益を活用した、約500億米ドルを利用可能とする「ウクライナのための特別収益前倒し（E R A）融資」の立上げに合意し、その詳細について10月の財務大臣会合で一致した⁴⁰。2023年7月にG 7が発出したウクライナ支援に関する共同宣言に基づき、日本⁴¹を含む20数か国及びE Uがウクライナとの間で二国間文書に署名したことを踏まえ、2024年7月に「ウクライナ・コンパクト」が発出され、各国・地域がそれぞれの二国間文書に基づきウクライナへの支援を継続するとのコミットメントが表明された。さらに11月には、ウクライナ側が繰り返し求めてきた欧米製の長射程兵器によるロシア領への攻撃について、米英仏が相次いで容認したとされる。

中国は対露関係を深化させる一方で、ブラジルとともに2024年5月に「ウクライナ危機の政治的解決に関する共通認識⁴²」を発表したほか、9月に「平和の友」グループ閣僚級会議を国連本部で開催し、13か国⁴³による共同声明⁴⁴を発表した。

³⁶ BBC NEWS JAPAN ウェブサイト（2025. 2. 1）〈<https://www.bbc.com/japanese/articles/cre83ge4v78o>〉

³⁷ ロシアや北朝鮮など9か国が反対、中国やインドなど60か国が棄権、20か国余りが無投票であった（『NHKニュースウェブサイト』（2024. 7. 12）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240712/k10014509701000.html>〉）。

³⁸ 国際慣習法上、国家元首は原則として逮捕や拘束を免れるとされる一方で、I C C加盟国にはその設立条約（ローマ規程）に基づく逮捕への協力義務がある。

³⁹ サウジアラビアはG 7の一部の国に対し、G 7がロシア凍結資産の押収を決定すれば、サウジアラビアが保有する欧州の国債の一部を売却する可能性を示唆した旨報じられている（Bloomberg ウェブサイト（2024. 7. 9）〈<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-07-09/SGCZ0QT0AFB400>〉）。

⁴⁰ E R A融資はG 7メンバーによる二国間融資から成り、日本は4, 719 億円の円借款を供与する予定である。

⁴¹ 2024年6月、「日・ウクライナ支援・協力アコード」への署名が行われ、日本の憲法上及び法律上の要件等に従ってなされる、安全保障・防衛、人道支援及び復旧・復興を含む支援や協力等の分野が明確化された。

⁴² ①関係各方面が情勢のクールダウンの原則を順守するよう呼びかけ、②ロシア・ウクライナ双方が認め、各方面が対等に参加し、全ての和平プランを公平に討議する国際会議の開催を支持、③人道援助拡大により大規模な人道危機の発生を防止、④大量破壊兵器の使用に反対、⑤平和的な原子力施設への攻撃に反対、⑥世界を分断し、閉鎖的な政治・経済グループを作ることに反対、との6項目から成る（『旬刊中国内外動向』No. 1553（2024年第16号）100頁）。

⁴³ アルジェリア、ボリビア、ブラジル、中国、コロンビア、エジプト、インドネシア、カザフスタン、ケニア、メキシコ、南アフリカ、トルコ及びザンビアの13か国。

⁴⁴ 衝突する各方面に対する呼びかけとして、国連憲章に基づく包摂的な外交・政治手段によるウクライナ戦争

北朝鮮は2024年6月にロシアとの「包括的戦略パートナーシップ条約⁴⁵」に署名し、10月下旬にロシアに約1万人規模の派兵を行い、クルスク州におけるロシアの戦闘作戦への参加が各国で確認された。イランはロシアに弾道ミサイル等を輸出しているとされるが⁴⁶、さらに2025年1月、ロシアとの「包括的戦略パートナーシップ条約⁴⁷」に署名した。

停戦・和平に関して、2024年6月に「ウクライナの平和に関するサミット」がスイスで開催され、約100の国及び国際機関が出席の上（ロシアは不招待）、約80か国により共同コミュニケ⁴⁸が発出された。また、ゼレンスキー大統領は10月、停戦に向け、NATO加盟交渉への即時招待や長射程兵器の使用解禁等を内容とする「勝利計画」の内容を発表した一方、ロシアは停戦条件としてウクライナ東南部4州からのウクライナ軍の完全撤退や、ウクライナのNATO加盟断念などを掲げており、今後の和平交渉の行方は不透明となっている。さらに、トランプ米国大統領⁴⁹が停戦の仲介に前向きな姿勢を示しており、その動向が注目される⁵⁰。

（２）日本の取組

2024年2月に東京で開催された日・ウクライナ経済復興推進会議では、ウクライナとの間での新たな租税条約⁵¹の署名や投資協定改正の交渉開始⁵²、JETROキーウ事務所の設置、ウクライナ国民に対するビザ発給要件の緩和などが発表されるとともに、双方の政府当局間や企業間で多くの協力文書が署名された。7月に「地雷対策支援に関する包括的パッケー

の全面的かつ恒久的な解決、大量破壊兵器の使用・威嚇の禁止、エネルギー・金融・貿易・食糧・重要インフラの安全の分野における国際協力強化によるグローバル産業チェーン・サプライチェーンの安定擁護等が挙げられている（『旬刊中国内外動向』No. 1563（2024年第26号）107～108頁）。

⁴⁵ 一方の国家が武力侵攻を受けて戦争状態に置かれることとなった場合、他方の国家は国連憲章第51条と北朝鮮とロシアの法に準じ、自国が保有している全ての手段により、遅滞なく軍事的及びその他の援助を提供する旨規定されている（『北朝鮮政策動向』No. 640（2024年第8号）69頁）。

⁴⁶ イランによるロシアへの弾道ミサイル供与に関するG7外相声明（外務省ウェブサイト〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_01158.html〉）

⁴⁷ 有事の対応に関しては、「いずれかの締結国が攻撃を受けた場合、もう一方の締結国は、攻撃を仕掛けた国に対して、如何なる軍事的及びその他の支援を提供しない」等の規定にとどまる（中東調査会ウェブサイト「中東かわら版No. 116 イラン：イラン・ロシア包括的戦略パートナーシップ条約の締結とその影響」〈https://www.meij.or.jp/kawara/2024_116.html〉）。

⁴⁸ ①原子力エネルギー・施設の安全な使用、②食料安全保障、③戦争捕虜の交換・解放に関して共通のビジョンが示され、全ての当事者の代表の更なる関与を得て、これらの分野における具体的な措置を将来において取ることが謳われている（外務省ウェブサイト〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100685987.pdf>〉）。

⁴⁹ 2025年1月、大統領就任前の記者会見において、ロシアとウクライナの戦闘終結について「6か月は欲しい」旨述べている（『読売新聞』（2025.1.9））。また、トランプ政権のウクライナ・ロシア担当特使であるキース・ケロッグ氏は、「ウクライナが数か月中にロシアと停戦合意できるようなら、米国としては年内に選挙を実施してほしい」旨発言している（Reuters ウェブサイト（2025.2.3）〈<https://jp.reuters.com/world/ukraine/MEXV7YSF0FKINCPL42ZIVIZ2FA-2025-02-02/>〉）。

⁵⁰ 現状維持のための抑止力を担保する最大の安全保障供給国たる米国が、ロシアの不法占領地域について、武力による現状変更を法的に追認する場合、米国の同盟国に対する防衛コミットメントの信頼性が根幹から揺らぐ旨指摘されている（森聡「第2次トランプ政権の外交・防衛（2）ロシア・ウクライナ戦争をめぐる停戦外交とそのインプリケーション」〈https://www.spf.org/jpus-insights/spf-america-monitor/spf-america-monitor-document-detail_178.html〉）。

⁵¹ 第217回国会において、当該条約の承認案件が2月下旬に提出される予定である。

⁵² 2024年12月、岩屋外務大臣とスヴィリデンコ第一副首相兼経済相との会談において、投資協定改正の早期交渉妥結の必要性について一致した。

ジ⁵³」及び「日カンボジア地雷イニシアティブ⁵⁴」の立ち上げが発表され、これらに基づき日本はウクライナ地雷対策を支援している。11月に岩屋外務大臣はウクライナを訪問し、外相会談で両国の安全保障環境等についての情報共有及び連携を強化していくことで一致し、二国間ハイレベル安全保障政策対話を実施することに合意したほか、訪問中に情報保護協定の署名が行われた。

（３）ロシアによるウクライナ侵略後の日露関係の動き

ロシアによるウクライナ侵略後、日露間の閣僚レベルの会談は行われていない。

日本の制裁措置にロシアが反発する動きは続き、2025年1月、ロシア外務省は、日本政府がロシア国内に設置している日本センター⁵⁵の運営などに関する覚書の適用の終了を日本側に通知したと発表した⁵⁶。また、ロシアは「非友好的な国・地域⁵⁷」の企業がロシアから撤退する際の条件を厳しくする措置を採っており、2024年10月に更なる措置として、ロシア事業の売却価格を市場価格の40%以下にすることや、売却に際して義務付けている国庫納付金の額を少なくとも市場価格の35%にすることが発表された⁵⁸。

従前より日本周辺で行われてきたロシアの軍事活動は依然として活発であり、2024年9月には、ロシア軍機が北海道北方の領空を侵犯し、これに対し、自衛隊機はフレアによる警告（対領空侵犯措置を開始してから初）を実施した。

５．イスラエル・パレスチナ情勢

（１）ガザ地区における戦闘とその波及

2023年10月のハマス等によるイスラエル領内への越境攻撃への反撃として、当初ガザ地区北部を中心に展開されていたイスラエル軍の地上作戦は、中部や南部にも拡大し、検問所の閉鎖・出入域制限や避難等により人道状況が著しく悪化した⁵⁹。また、イエメンの反政

⁵³ 我が国の世界全体における地雷対策のビジョンであり、ODAを触媒に、国際機関、NGO、本邦企業等の多様なパートナーと連携し、リスク回避教育・啓発から地雷の探査・除去、さらには地雷被害者に対するサポートまで、地雷に関する様々なニーズ、段階に応じた包括的な支援を実施する。

⁵⁴ 両国は、①地雷削減に向けた国際的な機運醸成、②カンボジア関係機関に国際協力チームを創設、③第三国での地雷対策支援、④最新技術を用いた機材開発の4つの柱について協力を強化する。

⁵⁵ 1994年以降、ロシアの市場経済改革支援の一環としてロシア連邦内6都市に日本センターを設置し、これまで日本企業とのビジネス交流を促進するためのビジネス関連講座・訪日研修や我が国の中小企業の対露ビジネス支援などを主に実施してきたが、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受け、外務省は、当面は現地にある日本企業支援とロシア市民社会の対日理解の促進に重点的に取り組む方針を示している。

⁵⁶ ロシア内務省は2025年1月、ユジノサハリンスクの日本センターで、許可なく日本語教育が行われていたことを理由に、地元の裁判所がセンター所長に3万ルーブルの罰金を命じた旨発表した（『読売新聞』（2025.2.1））。

⁵⁷ 日本は2022年3月に指定されている。

⁵⁸ 本措置の影響により、外国企業のロシアからの撤退の遅れや中止の可能性がある旨指摘されている（JETROウェブサイト「ビジネス短信 ロシア政府、非友好国企業の撤退条件を厳格化」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/b8ddcb30869f3e2.html>〉）。

⁵⁹ イスラエル議会は2024年10月、UNRWAとその職員がイスラエルに対するテロ活動に参加・関与していることを理由として、UNRWAの国内での活動を禁止する法案を可決し、2025年1月30日に施行された（JETROウェブサイト「ビジネス短信 イスラエル国会、UNRWAの国内活動・接触禁止法案を可決」〈<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/10/3b510abeb80b4fc2.html>〉）。トランプ政権発足後に開催された同年1月の安保理では、米国はこれまでの姿勢を転換して同法律の施行を支持したが、他の諸国からはUNRWAの活動継続を支持

府勢力ホーシー派⁶⁰やレバノンのイスラム教シーア派組織ヒズボラなど、ハマスの連帯を示す親イラン武装勢力の活動が中東各地で活発化し、多方面でイスラエルとの戦闘が行われる事態となった。

2024年9月、イスラエル軍はヒズボラの最高指導者ナスララ書記長を殺害し、10月からレバノン南部のヒズボラの軍事拠点の破壊を目的とした地上作戦⁶¹を開始した。その後も戦闘は続いたが、この間米国の仲介により停戦交渉が行われ、11月26日、バイデン大統領はイスラエルとレバノンの両政府が停戦に合意したと発表した。この合意により、翌27日の停戦から60日間の期間を設け⁶²、ヒズボラは国境付近から、イスラエルはレバノン南部から撤退し、国境付近ではレバノン軍と国連レバノン暫定隊（UNIFIL）が合意の履行状況を監視することとなった。

イスラエルとハマスの間では、2023年12月の戦闘再開⁶³後も米国、エジプト、カタールの仲介により、人質解放と停戦をめぐる協議が断続的に行われ、2024年5月、米国のバイデン大統領は、イスラエルが提示した新たな提案を明らかにした。この提案は、①ガザ地区人口密集地からのイスラエル軍の撤退を含む6週間の停戦、②全ての人質解放とガザ地区からのイスラエル軍の撤退、③ガザ地区の再建の3段階から成るが、イスラエルの要求するガザ地区とエジプトの境界における軍の駐留等をめぐり双方の意見が対立し、協議が難航した。その後、ハマス⁶⁴は7月にハニヤ政治局長が暗殺されるなど、主だった指導者を相次いで失い、11月の米国大統領選挙後、トランプ氏側も関係者に働きかけ⁶⁵、イスラエル⁶⁶及びハマスは2025年1月15日、停戦枠組みの第1段階としてガザ地区における6週間の停戦⁶⁷に合意した⁶⁸。ただし、第2段階以降の実現に向けた協議の行方は不透明である。

する声が相次いだ旨報じられている（NHKニュースウェブサイト（2025.1.29）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250129/k10014706511000.html>〉）。

⁶⁰ ホーシー派は2023年11月以降、イエメン沖の紅海を航行するイスラエルの船舶や同国と関係のある船舶を標的に攻撃を実施している。これに対し、米国・英国もイエメン国内の同派拠点への攻撃を実施している。

⁶¹ この作戦の過程で、イスラエル軍はUNIFILの要員に負傷者を発生させ、UNIFILの施設内にも侵入した。これに対し、岩屋外務大臣は10月15日、深刻な懸念を表明する旨の談話を発出した。

⁶² 米国政府は2025年1月26日、同日が期限となっていた停戦合意の対象期間が2月18日まで延長されると発表した（『読売新聞』（2025.1.28））。

⁶³ 2023年11月24日から戦闘が休止され、人質の解放、パレスチナ囚人の釈放等が行われたが、12月1日に戦闘が再開された。

⁶⁴ 2024年7月、中国の仲介の下、ファタハ、ハマスのパレスチナ諸派が統一政府樹立に関する「北京宣言」に調印した。その際、中国はガザ情勢に対処するための3段階（①包括的で持続可能な停戦を実現し、人道援助・救援のアクセスを確保、②「パレスチナ人がパレスチナ人を統治する」原則の下、ガザ紛争後の統治を推進、③パレスチナの国連加盟を推進し、2国家解決策の実施を開始）から成るイニシアティブを発表した（濱本良一「外資減少対策の条例を制定した習近平政権」『東亜』（2024.9）30～31頁）。

⁶⁵ 『読売新聞』（2025.1.17）、『日本経済新聞』（2025.1.17）等

⁶⁶ イスラエル政府は2025年1月18日、ハマスの停戦合意を承認した。これを受けて、連立政権を構成する宗教右派政党のうち「ユダヤの力」が政権離脱を表明したが、「宗教的シオニズム」は残留しているとされる（中東調査会ウェブサイト「中東かわら版 No. 115 イスラエル：停戦合意を受けた宗教右派勢力の政府離脱」〈https://www.meij.or.jp/kawara/2024_115.html〉）。

⁶⁷ 停戦合意は2025年1月19日に発効し、33人の人質の解放、パレスチナ囚人の釈放、ガザ地区避難民の帰還開始、人道支援物資の搬入等が含まれる（『日本経済新聞』（2025.1.17））。

⁶⁸ 停戦合意を受けて、ホーシー派は、米国と英国の個人または団体に属する船舶は1月19日付で攻撃対象から外れたと表明した旨報じられているほか、2023年11月に拿捕・拘束していた日本郵船運航の自動車専用船の乗組員について、2025年1月22日、同派は解放した旨発表した（Bloomberg ウェブサイト（2025.1.21）〈<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-01-20/SQE7V6DWX2PS00>〉）。

トランプ大統領は2025年2月4日、イスラエル・ネタニヤフ首相との会談後の共同記者会見において、米国がガザ地区を引き継ぎ、長期間所有し、雇用と住居を無制限に供給する経済開発を行い、同地区の住民については別の場所への再定住を進めるべきとの考えを表明した⁶⁹。これに対し、各国から反対・懸念の声が上がっている。

イスラエルを攻撃する武装勢力の後ろ盾となってきたイランとも直接的な衝突が起こっている。2024年4月1日、シリアのイラン大使館がイスラエルによると見られる攻撃を受け、革命防衛隊幹部らが死亡した。イランは報復措置として、近隣諸国に事前通告した上で、同月13日から14日にイスラエルに対してドローンとミサイルにより初の直接攻撃を実施した⁷⁰。また、10月1日には、ハニヤ政治局長殺害等への報復として、イランは事前通告なくイスラエルに弾道ミサイルを使用した大規模攻撃を行った。これに対し、イスラエルは同月26日にイラン国内に空爆を実施した。

（２）国際社会の動き

国連安保理では、イスラエルの自衛権を支持する米国が戦闘の一時中断を主張する一方で、ロシアや中国は停戦を求めるなど常任理事国の態度が分かれており、戦闘の一時中断や停戦を求める決議案など、その多くが拒否権の行使により否決されてきた。しかし、ガザ地区における人道状況への懸念やイスラエルへの批判が国際的に高まってきたこと等から、一部の常任理事国が棄権する形で採択に至った決議がある⁷¹。国連総会では、アラブ諸国から提出された決議が採択されたが、いずれについても米国やイスラエルは反対した。国連人権理事会では、2024年4月にイスラエルへの武器売却停止を求める決議が採択され、人権理事会の調査委員会は、6月にイスラエルとハマスの双方に戦争犯罪に当たる行為があったと指摘する報告書を公表した。

国際司法裁判所（ＩＣＪ）は2024年7月、イスラエルによるパレスチナ自治区への占領政策は国際法に違反し、イスラエルにはユダヤ人の入植活動を停止する義務があるとする勧告的意見を発出した。また、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は11月、戦争犯罪や人道に対する罪の疑いでイスラエルのネタニヤフ首相・ガラント前国防相とハマス幹部の計3名の逮捕状を発行した⁷²。

⁶⁹ NHKニュースウェブサイト（2025.2.5）〈<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250205/k10014712901000.html>〉。

⁷⁰ これに対し、米国、英国、ヨルダンが迎撃行動を取ったほか、サウジアラビア、アラブ首長国連邦が情報提供に参加した旨報じられている（THE WALL STREET JOURNAL 日本版（2024.4.15）〈<https://jp.wsj.com/articles/analysis-israel-repelled-irans-huge-attack-but-only-with-help-from-u-s-and-arab-partners-98c9b626>〉）。

⁷¹ 戦闘の一時休止と人質の即時解放を求める決議（第2712号、2023年11月）、ガザ地区に対する人道支援の拡大と監視に関する決議（第2720号、2023年12月）、ラマダン期間中の停戦等を求める決議（第2728号、2024年3月）、新たな停戦案の履行等を求める決議（第2735号、2024年6月）が採択された。

⁷² トランプ米国大統領は2025年2月6日、イスラエルの2名に対する逮捕状の発行に対し、根拠がなく、ＩＣＣは権力を乱用したとして、ＩＣＣの職員、捜査活動への各種支援提供者等を対象とする資産凍結・入国制限等を可能にする大統領令に署名した（THE WHITE HOUSE ウェブサイト〈<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-sanctions-on-the-international-criminal-court/>〉）。これに対し、翌7日、ＩＣＣの赤根所長が当該大統領令を非難する旨の声明を発出したほか、79か国がＩＣＣを支持する共同声明を発出した。

(3) 日本の対応⁷³

日本は、ガザ地区における人道状況の悪化を受け、国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）⁷⁴をはじめとする国際機関や日本のNGOを通じ、パレスチナに対して総額1億ドル以上の人道支援（食料、水、医療等）を行ってきたほか、国際協力機構（JICA）を通じた物資援助、重傷患者の受け入れを実施するエジプトの病院に対する医療資機材の供与等を実施している。

日本は2023年10月、ハマスの幹部ら9人に資産凍結等の制裁を科すことを閣議了解し、以降断続的に資産凍結措置を実施している。一方で2024年7月、ヨルダン川西岸地区におけるイスラエルの入植者4人に対する資産凍結措置を閣議了解した。これは、イスラエルとハマスの戦闘開始以降、入植者によるパレスチナ人への暴力が激化していることを受けたもので、入植者に対する資産凍結措置としては初となる。

6. 日韓関係

日韓両国の間には、旧朝鮮半島出身労働者問題、慰安婦問題、韓国による日本産水産物等の輸入規制をめぐる問題、佐渡島の金山の追悼式をめぐる問題⁷⁵、竹島の領有権をめぐる問題、「日本海」呼称問題⁷⁶など、依然として多数の懸案事項が存在しているが、2023年3月に旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国政府の措置⁷⁷が発表されたことを受けて、日韓関係の改善・管理を志向する動きが見られる。

旧朝鮮半島出身労働者問題に関し、その後、韓国大法院は複数の訴訟において損害賠償の支払等を命じる判決⁷⁸を確定させた。これに対して日本政府は抗議するとともに、韓国政

⁷³ 国会においては、2024年6月に衆参本会議でそれぞれ「ガザ地区における人道状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案」が可決された。

⁷⁴ 2024年1月下旬、UNRWAの職員がハマスによるイスラエルへの攻撃に関与したとの疑惑が生じたことから、日本はUNRWAへの資金拠出を一時停止した。その後、国連や第三者検証グループによる調査が行われたほか、日本の支援によるプロジェクトの適正性を確保する「日本・UNRWAプロジェクト管理・モニタリングメカニズム」の設置が確認されたことを踏まえ、4月に資金拠出の一時停止の解除を発表した。

⁷⁵ 世界遺産の登録に際して、日本政府は「佐渡島の金山」における全ての労働者のための追悼式を毎年現地において執り行うこと等を表明し、2024年11月24日に初めての追悼式が開かれたが、韓国側は参加を見送り、翌25日に独自の追悼行事を行った。この背景として、追悼式に派遣された外務大臣政務官が過去に靖国神社を参拝したと報じられたこと（後に誤報と判明）や、追悼式の内容が世界遺産登録に当たって日韓間で合意していた水準に満たなかったとの認識を韓国外務省が示したことが指摘されている。

⁷⁶ 韓国や北朝鮮は、日本海の「東海」への改称・併称を求めている。

⁷⁷ 2018年10月及び11月、朝鮮半島が日本統治下にあった第二次世界大戦中に日本本土で強制的に働かされたとする韓国人の原告が、新日鐵住金（現・日本製鉄）と三菱重工業に対して損害賠償を求めた訴訟の上告審（韓国大法院）で、両社に賠償支払等を命じる判決がそれぞれ確定した。韓国政府の措置は、賠償を命じられた日本企業に代わって、韓国政府の傘下にある既存の財団（日帝強制動員被害者支援財団）が原告への支払を行うものであり、上記の確定判決の原告15人のうち、これまで13人が財団からの支払を受け取っている（『日本経済新聞』（2024.10.31））。「共に民主党」の李在明（イ・ジェミョン）代表の外交安全保障政策のブレーンとされる魏聖洛（ウィ・ソンラク）議員は、共に民主党が政権を奪取しても、尹政権が進めた解決策を維持する姿勢を示している（『47NEWS ウェブサイト』（2024.12.22）〈<https://www.47news.jp/11937487.html>〉）。

⁷⁸ 2023年12月28日の判決に関し、2024年1月23日、原告側の申請により、2019年の第2審の敗訴後に韓国内での資産の差し押さえを防ぐ目的で日立造船が供託していた6,000万ウォンの差し押さえが認められた。この事態に対して、上川外務大臣は、韓国大法院が日立造船に対して損害賠償の支払等を命じる判決を確定させた時点で日韓請求権協定第2条に明らかに反しているもので、同判決に基づいて日本企業に不当な不利益を負わせることは極めて遺憾であるとの見解を示した。

府が2023年3月に発表した措置の中で、係属中の他の訴訟が原告勝訴として確定する場合の判決金及び遅延利息について、韓国の財団⁷⁹が支給する予定である旨を表明していることを踏まえて対応されるものとの見解を示した。

2024年6月の日韓防衛相会談においては、2018年12月に海上自衛隊と韓国海軍との間で発生した火器管制レーダー照射問題をめぐる再発防止策が確認され、日韓防衛当局間の対話を活性化することで一致した。木原防衛大臣は、現場で任務に当たる海上自衛官の安全に関わる再発防止策が取られていない状況が過去5年以上にわたって継続してきたこと、日韓、日米韓の連携の重要性がますます高まっている状況に触れ、事実関係をめぐる日韓双方の立場に依然として違いがあるものの、このことを理由に自衛官を危険にさらし続け、日韓の防衛協力を停滞させることはできないとの考えを示した⁸⁰。

邦人保護の分野では、2023年4月のスーダン及び10月のイスラエル・パレスチナの情勢が緊迫した際、日韓両政府が協力して日韓両国民を退避させたことなどを踏まえ、2024年9月、「第三国における自国民保護に関する日韓協力覚書」が署名された。

2024年10月に就任した石破総理は、同月及び11月に尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領と対面での首脳会談を行い、翌年に日韓国交正常化60周年を迎えること等を見据え、幅広い分野で協力を強化することを確認した。

日韓間の外交・防衛分野における協力の拡大と並行して、日韓を含む3か国協力（日中韓、日米韓）も進んでいる。2024年5月には約4年半ぶりに日中韓サミットが開催された⁸¹。11月に開催された日米韓首脳会議では、様々な分野での連携強化に向けた調整を行う「日米韓調整事務局」を設置することで一致し、3か国連携の制度化が図られた。

ところが、尹大統領は12月3日の戒厳令宣布等をめぐり、14日に国会で弾劾訴追されて職務停止となった。石破総理は19日、韓惠洙（ハン・ドクス）大統領権限代行・國務總理との電話会談を行ったが、27日に韓総理は国会で弾劾訴追された⁸²。岩屋外務大臣は2025年1月13日に訪韓し⁸³、趙兌烈（チョ・テヨル）外交部長官と日韓外相会談を行い、両外相は現下の戦略環境の下、日韓関係の重要性は変わらないことを強調し、国交正常化60周年の本年を通じて、両国国民の交流を更に後押しすることや、北朝鮮への対応、インド太平洋・経済安全保障の課題に日韓米で連携して取り組むことで一致した。

尹大統領の弾劾審判等による大統領選挙の可能性が取り沙汰される中、日本は東アジアの厳しい安全保障環境を踏まえ、日韓双方の国益に資する取組⁸⁴が求められよう。

⁷⁹ 財団からの支払に当たっては、日本企業からの拠出を前提とせず、韓国の鉄鋼企業ポスコが2023年3月に40億ウォン、2024年9月に20億ウォンを寄付したが、財源不足が懸念されている（『朝日新聞』（2024.9.20））。

⁸⁰ 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第18号（2024.6.6）2頁

⁸¹ 次回の議長国は日本となるが、2024年10月に開催された日中韓高級事務レベル協議において、なるべく早期で適切な時期における日中韓外相会議及び日中韓サミットの開催に向けて取り組むことで一致した。

⁸² 12月27日に崔相穆（チェ・サンモク）副総理・企画財政部長官が大統領権限代行に就任した。

⁸³ 岩屋外務大臣は韓国滞在中、崔大統領権限代行、禹元植（ウ・ウォンシク）国会議長を表敬した。禹議長（就任前は「共に民主党」所属）は国交正常化60周年に関し、「韓日関係の3つの柱である経済協力、北東アジアの平和と安定、苦痛の歴史をバランスよく立てることが重要である」旨発言した（聯合ニュースウェブサイト（2025.1.13）〈<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20250113002800882?section=japan-relationship/index>〉）。

⁸⁴ 邦人避難（非戦闘員退避活動）、災害救難等を対象とした日韓ACSA（物品役務相互提供協定）の交渉に

7. 北朝鮮情勢

(1) 北朝鮮の核・ミサイル開発の動向

2021年1月の朝鮮労働党第8回大会において、金正恩総書記は、核兵器の小型・軽量化、戦術兵器化を進め、米本土全域を射程に収める1万5,000kmという数字に言及して、核先制・報復打撃能力を高度化するとしたほか、固体燃料によるICBM、SLBM、極超音速滑空体、軍事偵察衛星等の開発の推進を表明した。実際に北朝鮮は、これらの各種ミサイルの発射実験を実施し、新兵器の開発を進展させている。2024年9月に金総書記はウラン濃縮施設を視察し、米国に対抗するため核武力を絶えず強化する考えを示し、遠心分離機の更なる増設を指示した旨報じられた⁸⁵。10月には最新型のICBM「火星19」が発射され、過去最高となる約86分間飛翔し、7,000kmを超える高度に達した。火星19は最終完結版ICBMとされ、金総書記は核武力強化路線をいかなる場合にも絶対変えない旨述べた⁸⁶。

核・ミサイル開発を継続する北朝鮮に対し、国連安保理決議による制裁措置が実施されてきたが、北朝鮮制裁委員会下の専門家パネルの任期延長について、ロシアが拒否権を行使した結果、2024年4月30日をもってその活動が終了した。これを受け、10月16日、日米韓を含む11か国⁸⁷によって新組織となる多国間制裁監視チーム(MSMT)が設立された。

(2) 北朝鮮の対外関係

近年、北朝鮮は韓国との敵対関係を強めており、2024年4月以降、北朝鮮は非武装地帯(DMZ)の北朝鮮側全域に地雷を埋設した。10月には韓国とつながる道路や線路を完全に遮断すると発表し、一部を爆破したほか、韓国を「徹底的な敵対国家」と明記した憲法改正を行った旨報じられている⁸⁸。北朝鮮の挑発行動に対抗する形で、韓国は6月に南北軍事合意の効力停止を決定し、韓国国防省は軍事境界線付近や海上における軍事活動を再開すると表明した。縮小していた米韓合同軍事演習は、尹政権下で再び規模を拡大して実施しており、8月に「乙支フリーダムシールド」を実施した。日米韓3か国では、6月及び11月に新たな共同訓練「フリーダムエッジ」を実施した⁸⁹。

ロシアのウクライナ侵略が長期化する中、2024年6月、プーチン大統領が約24年ぶりに北朝鮮を訪問し、金総書記と首脳会談を行った。両首脳は、ウクライナにおけるロシアの特別軍事作戦への支持を再確認し、包括的戦略パートナーシップ条約⁹⁰に署名した。金総書記は条約上の義務を忠実に履行することを表明し、プーチン大統領は北朝鮮との軍事技術

着手すべきとの指摘がある(日本国際問題研究所『戦略アウトロク 2025』15頁)。

⁸⁵ 朝鮮中央通信ウェブサイト(2024.9.13)〈<http://www.kcna.kp/jp/article/q/69c852101729d6055a771219d3f0a8fd.kcmsf>〉

⁸⁶ 朝鮮中央通信ウェブサイト(2024.11.1)〈<http://www.kcna.kp/jp/article/q/45eb4d20df98d0d8a16cf978c37af8d8.kcmsf>〉

⁸⁷ 日米韓と豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、英国の11か国。

⁸⁸ 朝鮮中央通信ウェブサイト(2024.10.17)〈<http://www.kcna.kp/jp/article/q/c5c5780439e362678b7db993c6a53cceaeef8496140b878f475fb2f456a06838.kcmsf>〉

⁸⁹ 日米首脳共同声明では、「日米は北朝鮮に対応し、地域の平和と繁栄を堅持する上での日米韓の3か国パートナーシップの重要性を確認した」旨明記されている。

⁹⁰ 前掲脚注45参照

協力を発展させることに言及した。その後、北朝鮮はロシアに派兵し⁹¹、ロシアの戦闘作戦への参加が確認されている⁹²（４．（１）参照）。

かつて金総書記との首脳会談を３回実施したトランプ米国大統領は、国家安全保障担当の大統領副補佐官として、第１次政権時の米朝交渉を担当したアレックス・ウォン氏を、北朝鮮問題等を担当する大統領特使にリチャード・グレネル氏を指名している。第１次政権時と比較して、北朝鮮は核⁹³・ミサイルの開発が進み、ロシアとの協力関係が深化しており、第２次トランプ政権がどのような北朝鮮政策を打ち出すのかが注目される⁹⁴。

（３）日朝関係と拉致問題

日本と北朝鮮の間において、2014年５月のストックホルム合意をめぐる一連の交渉に進展が見られない中、日本政府は拉致問題を最重要課題と位置付け、問題解決に取り組んできたが、2024年２月には、日朝首脳会談の実現を目指す岸田総理の衆予算委における答弁に反応して、金与正副部長が談話を発表した。談話の中で金副部長は、岸田総理の発言を肯定的に評価し、総理が平壤を訪問する日が来ることもあり得ると言及したものの、拉致問題はすでに全て解決されたとして従来の主張に変更はなく、翌３月に同会談を拒否する姿勢を示す談話を発表した。

2024年10月に就任した石破総理は、拉致問題は単なる誘拐事件ではなく、その本質は国家主権の侵害とした上で、日朝平壤宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の帰国及び北朝鮮との諸問題の解決に向け、総力を挙げて取り組む方針を表明している⁹⁵。自民党総裁選の中で提起していた東京・平壤相互の連絡事務所設置に関しては、「北朝鮮と交渉するに当たり、連絡事務所があるということはそれなりに有効だと思っており、拉致問題等について行われていることが有権者に明らかになるというメリットもあろうかと思っている。しかし、北朝鮮の術中にはまるという反対の意見があることもよく承知しており、よく検証していかなければならない」旨答弁している⁹⁶。

（みやざき まさし）

⁹¹ 北朝鮮の最大の目標が米国を屈服させることにあり、今般の派兵はウクライナを支援する米国やNATOと戦うロシアを支援することが主目的である旨指摘されている（宮本悟「ロシアに急接近 北朝鮮「派兵」の論理」『外交』Vol. 89（2025. 1/2）88頁）。

⁹² 日米首脳共同声明では、日米は「拡大する北朝鮮とロシアとの間の軍事協力を抑止し、これらに対処する必要性を強調した」旨明記されている。

⁹³ スtockホルム国際平和研究所は、2024年1月時点で北朝鮮が保有する核弾頭数を50発と推計している。

⁹⁴ 日米首脳共同声明では、「両首脳は、北朝鮮の核及びミサイル計画の進展への深刻な懸念及びこれらに対処することの必要性を表明するとともに、北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを改めて確認した」と明記されている。

⁹⁵ 第217回国会参議院本会議録第1号（2025. 1. 24）

⁹⁶ 第217回国会衆議院予算委員会議録第2号（2025. 1. 31）